

令和7年度 第1回府中市福祉のまちづくり推進審議会 次第

日時：令和7年8月8日（金）午前10時

場所：府中市役所おもや4階 第1特別会議室

- 1 委嘱状伝達
- 2 市長挨拶
- 3 委員自己紹介
- 4 正副会長選出
- 5 諮問
- 6 議題
 - (1) 会議の公開等について
 - (2) 次期府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画策定について
 - (3) 府中市地域福祉計画策定連携会議設置要領(案)について
 - (4) 次期府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画策定のために実施する調査及びグループディスカッションの概要について
 - (5) 府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画策定スケジュールについて
- 7 その他

【事前送付資料】

- ア 資料1 府中市福祉のまちづくり推進審議会について
- イ 資料2 府中市福祉のまちづくり推進審議会委員名簿
- ウ 資料3 府中市福祉のまちづくり推進審議会の公開等について（案）
- エ 資料4 次期府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の概要
- オ 資料5 府中市地域福祉計画策定連携会議 設置要領（案）
- カ 資料6 一般市民調査の概要、調査項目（案）
- キ 資料7 11圏域別グループディスカッションの概要
- ク 資料8 府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画策定スケジュール（案）

参考資料

- ア 府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画（冊子・概要版）
- イ 府中市福祉計画（概要版）

※参考資料については、新たに委員に就任された方のみ事前配布

【当日配付資料】

- 次第
- 席次表
- 委嘱状

府中市福祉のまちづくり推進審議会について

府中市福祉のまちづくり推進審議会は、府中市福祉のまちづくり条例第8条に基づき設置される附属機関で、市長の諮問に応じて福祉のまちづくりに関する事項について調査や審議を行います。

1 府中市福祉のまちづくり条例(抜粋)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ユニバーサルデザイン 年齢、性別、国籍、個人の能力等にかかわらず、できるだけ多くの人々が利用できるよう生活環境その他の環境を作り上げることをいう。
- (2) 福祉のまちづくり ユニバーサルデザインの理念に基づき、高齢者や障害者を含めたすべての人が、安全で、安心して、かつ、快適に暮らし、又は訪れることができるまちづくりを推進するための取組をいう。

(以下略)

(計画の策定)

第7条 市長は、福祉のまちづくりに関する施策を総合的に推進するための基本となる計画（以下「推進計画」という。）を策定する。

2 推進計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 福祉のまちづくりに関する目標
- (2) 福祉のまちづくりに関する施策
- (3) 前2号に掲げるもののほか、福祉のまちづくりに関する施策を推進するための重要事項

3 市長は、推進計画の策定に当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、あらかじめ次条に規定する府中市福祉のまちづくり推進審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、推進計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。

(福祉のまちづくり推進審議会)

第8条 市の福祉のまちづくりに関する施策を計画的に推進する上で必要な事項を調査及び審議をするため、府中市福祉のまちづくり推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長が委嘱する委員15名以内をもって組織する。

3 審議会は、市長の諮問に応じて次の各号に掲げる事項を調査及び審議をする。

- (1) 推進計画に関する事項
 - (2) 前号に掲げるもののほか、福祉のまちづくりの推進に関する基本的事項
- 4 専門の事項を調査及び審議をするため必要があるときは、審議会に専門部会を置くことができる。
- 5 第2項及び前項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

2 府中市福祉のまちづくり条例施行規則(抜粋)

(審議会の構成)

第14条 条例第8条に規定する福祉のまちづくり推進審議会(以下「審議会」という。)は、市民、事業者、高齢者団体及び障害者団体の関係者並びに学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する委員15名以内をもって組織する。

(委員の任期)

第15条 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前条の規定により委嘱された委員は、委員が委嘱されたときの要件を欠くに至ったときは、その委員としての資格を失うものとする。

(審議会の運営)

第16条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、審議会を代表し、その会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(議会の招集)

第17条 審議会は、市長の諮問に応じて会長が招集する。

(審議会の会議)

第18条 審議会は、委員総数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

- 2 審議会は必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、又は説明若しくは意見を聴くことができる。

(専門部会)

第18条の2 条例第8条第4項に規定する専門部会は、市長が委員のうちから選任する者及び委員以外から選任する者をもって組織する。

- 2 専門部会は、次の各号に掲げる者につき、当該各号に定める人数の範囲内の専門委員をもって組織する。

- (1) 市長が委員のうちから選任する者 6名
- (2) 市長が委員以外から選任する者 2名

府中市福祉のまちづくり推進審議会委員名簿

(令和7年8月1日現在)

	氏名	選出区分	団体名等
1	よこくら さとし 横倉 聡	学識経験者	東洋英和女学院大学
2	ひしぬま みきお 菱沼 幹男	学識経験者	日本社会事業大学
3	あべ まさこ 阿部 真子	市民	府中市立小中学校PTA連合会
4	くぼでら おきむ 久保寺 治	市民	府中市自治会連合会
5	のもと かずひさ 野本 和久	事業者	府中市医師会
6	みやもと ふみ 宮本 史	事業者	むさし府中商工会議所
7	いしわた あきひろ 石渡 章浩	事業者(社会福祉事業)	府中市社会福祉協議会
8	ひが とみえ 比嘉 登美枝	事業者(社会福祉事業)	社会福祉法人 多摩同胞会
9	はらだ まち子 原田 まち子	事業者(社会福祉事業)	府中市民生委員児童委員協議会
10	たなか ようこ 田中 陽子	事業者(社会福祉事業)	府中地区保護司会
11	やまさき ふく 山崎 福	高齢者団体の代表者	府中市シニアクラブ連合会
12	たかはし ふみ 高橋 史	障害者団体の代表者	府中市肢体不自由児者父母の会
13	なかむら じゅんこ 中村 純子	障害者団体の代表者	府中市聴覚障害者協会
14	たかはし たかゆき 高橋 隆行	障害者団体の代表者	府中視覚障害者福祉協会
15	わかまつ まさこ 若松 正子	公募市民	

(選出区分別、敬称略)

府中市福祉のまちづくり推進審議会の公開等について（案）

1 会議の公開

附属機関等の会議は、府中市情報公開条例（平成12年9月26日条例第27号）第32条第1項により、原則公開するものとされており、これを遵守する。

府中市情報公開条例（抜粋）

（会議の公開）

第32条 附属機関等の会議は、公開する。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

- （1）他の法令等に特別の定めがある場合
- （2）不開示情報に該当する事項を審議する場合
- （3）会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合で、附属機関等の決定により、その会議の全部又は一部を公開しないこととした場合

2 傍聴希望への対応

(1) 会議開催の告知

会議の開催に当たっては、事前に広報紙及び市ホームページで会議日程及び傍聴について掲載する。

(2) 傍聴人数の制限

傍聴人数は5人以内を定員とする。ただし、会議室の広さを考慮し、各々の会議ごとに人数を決定する。また、前日までの申込みを原則とする。

(3) 傍聴者名簿への記入及び注意事項

傍聴者は傍聴者名簿に必要事項を記入し、傍聴についての諸注意（裏面）を確認したうえで、指定された場所で傍聴する。

(4) 会議資料の配布

当日の会議資料は、傍聴者にも配布し、会議終了後に回収する。

3 会議録の公開

会議に際しては、要点記録による会議録を作成し、各委員による内容の確認が終了した後に、市政情報公開室、中央図書館、白糸台図書館及び西府図書館並びに市ホームページで一般の閲覧に供する。なお、発言者の氏名は公開しない。

府中市福祉のまちづくり推進審議会の傍聴について

傍聴者は、会議の進行を妨げないよう、次の点をお守りください。

- 1 傍聴人名簿に住所、氏名、電話番号を記入してお待ちください。開会后、事務局がご案内しますので、指定された席にご着席ください。
- 2 危険物を所持している方、酒気を帯びている方、その他会長が、職務執行上支障があると認める方は、傍聴をお断りします。
- 3 会議中は静粛を旨とし、次の事項をお守りください。
 - (1) 発言をしない
 - (2) みだりに席を離れたり、外部に出たりしない
 - (3) 撮影、録音をしない
- 4 会議資料は持ち帰りできません。別紙「福祉のまちづくり推進審議会 傍聴者用メモ用紙」をご利用ください。（メモ用紙はお持ち帰りいただけます。）
- 5 前条の規定に違反し、そのため、審議会の進行が妨害されると認められる場合は、退場していただくことがあります。

次期府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の概要

1 次期計画の位置付け

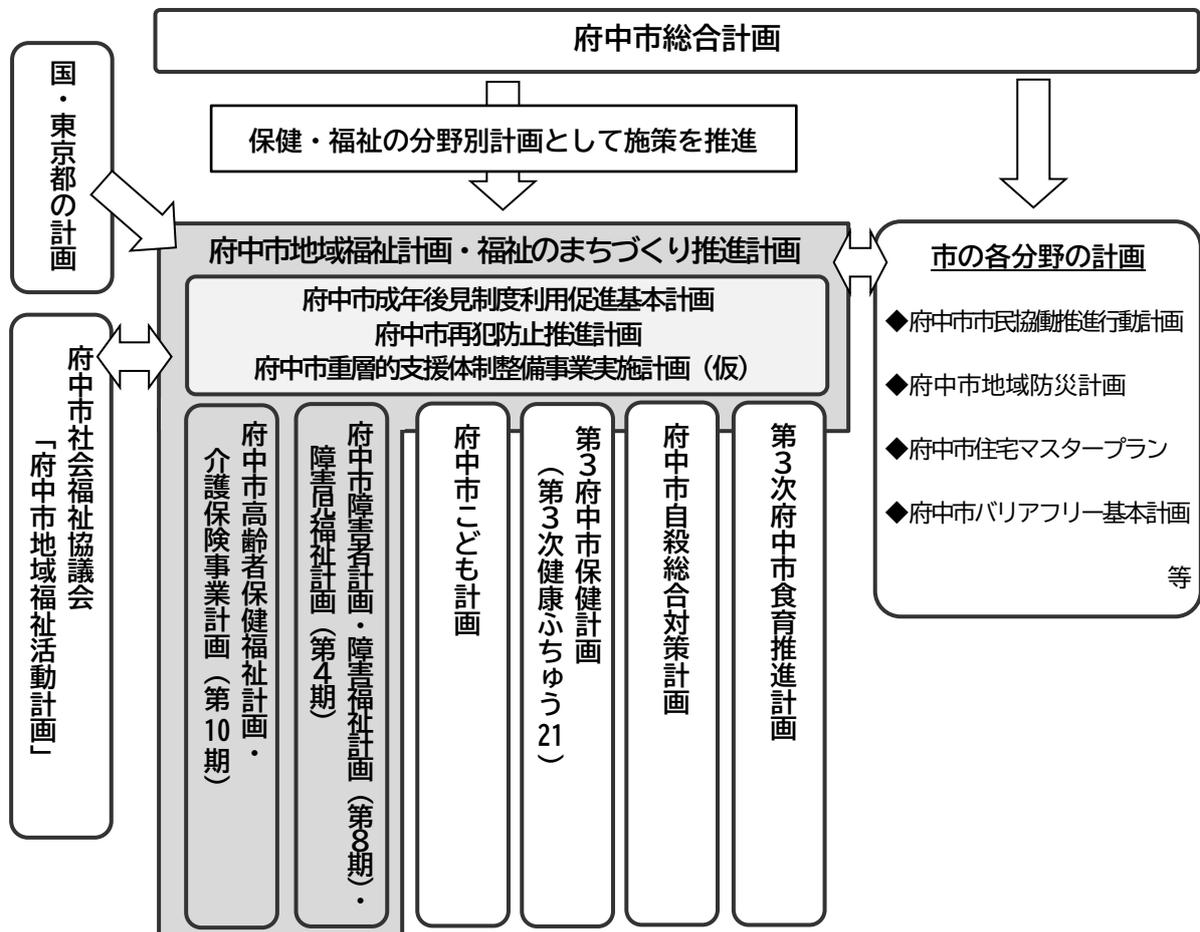
次期計画は、社会福祉法第107条に規定する「市町村地域福祉計画」及び府中市福祉のまちづくり条例第7条に規定する福祉のまちづくりに関する施策を総合的に推進するための基本となる計画である「福祉のまちづくり推進計画」を一体的に策定するものです。

「府中市総合計画」を上位計画とし、計画の内容には、高齢者福祉分野、障害者福祉分野、子ども・子育て支援分野、保健・食育分野といった分野別の個別計画に共通する施策を含みます。

また、本市の保健・福祉以外の分野計画と連携し、府中市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」との整合性を図ります。

また、本計画には、高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項として、成年後見制度の利用促進に関する内容（市町村成年後見制度利用促進基本計画）及び再犯の防止等に関する内容（地方再犯防止推進計画）を盛り込んでいます。さらに、社会福祉法第106条の5に基づく「重層的支援体制整備事業実施計画」を盛り込むことを検討します。

図表 計画の位置づけ



2 計画期間

- (1) 現行計画 令和3年度から令和8年度までの6年間
- (2) 次期計画 令和9年度から令和14年度までの6年間（予定）

3 次期計画策定のポイント

府中市の保健・福祉分野の新たな上位計画として、地域共生社会の実現と福祉のまちづくりの更なる推進に向けて次期府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画を策定します。策定にあたってのポイントは主に次の3つです。

- (1) 福祉計画を継承する、計画のコンセプト（共通項）を組み込む

これまで上位計画だった「府中市福祉計画」の基本理念、福祉施策の考え方について検討し、組み込むことが必要です。

府中市福祉計画	
【基本理念】	
	みんなで作る、みんなの福祉 ～つながりあい、支え合い、安全で安心して暮らせるまちの実現へ～
【福祉施策の考え方】	
	1 尊厳の保持（自己決定の尊重） 2 身近な地域における課題解決力の強化 3 多様な主体による協働・連携（自助・互助・共助・公助）

- (2) 府中市の保健・福祉施策関連計画との整合を図る

同時期に策定する「府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「府中市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」、「府中市保健計画（健康ふちゅう21）・府中市食育推進計画」とは、調査設計や分析の結果、計画の目標設定、新たに取り組む施策の整合性を図ります。

- (3) 福祉のまちづくりの更なる推進

現行の計画においては、年齢、性別、国籍、個人の能力等にかかわらず、できるだけ多くの人々が利用できる生活環境その他の環境を作り上げるユニバーサルデザインの理念に基づき、高齢者や障害のある人を含めた全ての人々が、安全で、安心して、かつ、快適に暮ら

し、又は訪れることができるまちを目指し、福祉のまちづくりを推進しています。

本市の取り組む四つのバリアフリー

- ア 物理的なバリアフリー（ユニバーサルデザイン及びバリアフリーの推進）
- イ 制度のバリアフリー（幅広く使いやすい制度の推進）
- ウ 情報のバリアフリー（分かりやすく利用しやすい情報提供の推進）
- エ 心のバリアフリー（互いに理解し、助け合う福祉意識の醸成）

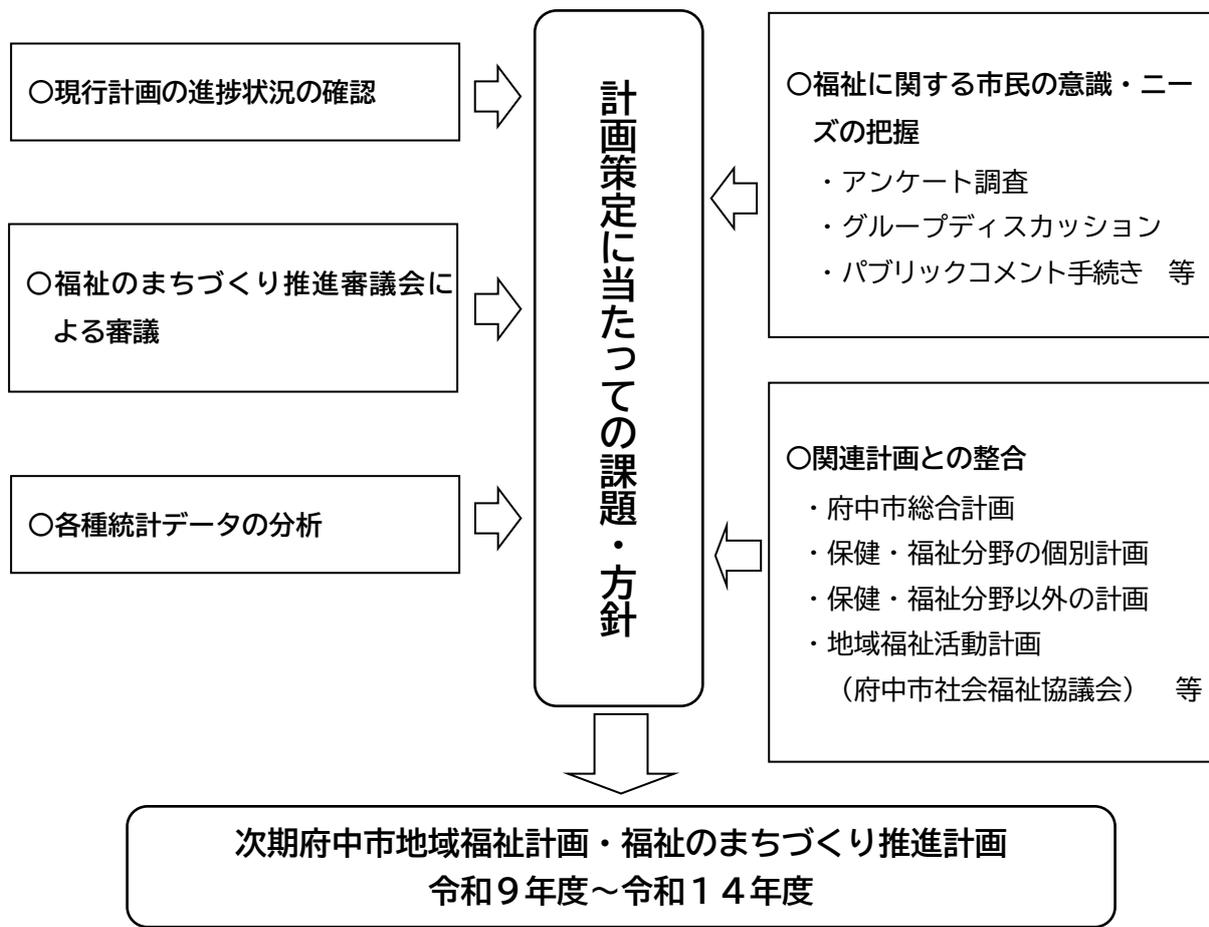
次期計画でも、継続して福祉のまちづくりを更に推進していく必要があります。

4 計画策定の流れ

現行府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画 令和3年度～令和8年度

- 国等の動向
 - ・地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年6月公布）
 - ・第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和4年3月）
 - ・孤独・孤立対策推進法（令和6年4月施行）
 - ・共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年6月公布）
 - ・地域共生社会の在り方検討会議 等
- 市の状況
 - ・「第7次府中市総合計画」の策定（令和4年3月）
健康・福祉分野の基本目標「人と人が支え合い 誰もが幸せを感じるまち」
 - ・「第7次府中市総合計画 後期基本計画」の策定に向けた検討 等

○次期計画策定のポイント 本市における地域共生社会の実現／福祉のまちづくりの更なる推進



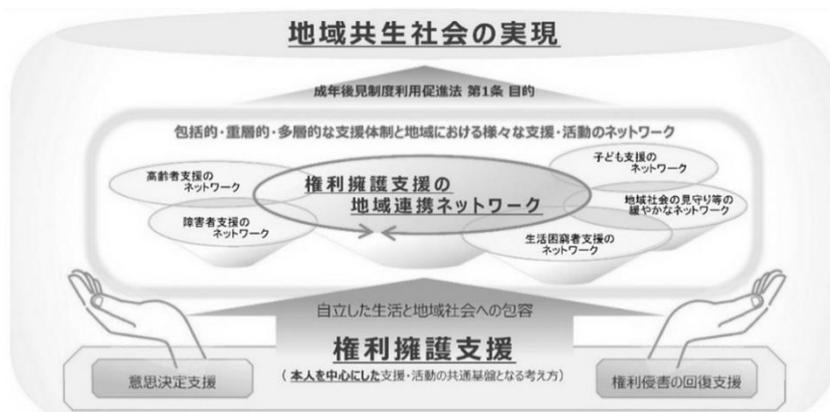
【参考】 国・東京都・府中市の動向

(1) 国の動向

ア 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年6月公布）
地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築を推進するため、「相談支援（属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援）」、「参加支援（社会とのつながりや参加の支援）」、「地域づくりに向けた支援（地域住民同士が気にかけて合う関係性の育成支援）」を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

イ 第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和4年3月策定）

令和4年度に閣議決定された第二期成年後見制度利用促進基本計画では、改正社会福祉法を受けて、成年後見制度を「地域共生社会の実現」に向けた仕組みの一つとして位置づけ、必要な人が成年後見制度を利用しながら自分らしい生活を継続できるよう、本人の意思決定を支援するための関係機関の連携や人材の確保を含む、「地域連携ネットワーク」の拡充が盛り込まれました。



出典：第二期成年後見制度利用促進基本計画の策定について／厚生労働省

ウ 第二次再犯防止推進計画（令和5年3月策定）

第一次再犯防止推進計画に基づく取組を踏まえて、令和5～9年度までを計画期間とする第二次再犯防止推進計画が策定されています。

第二次再犯防止推進計画の基本的な方向性

- ①犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、個々の対象者の主体性を尊重し、それぞれが抱える課題に応じた“息の長い”支援を実現すること。
- ②就労や住居の確保のための支援をより一層強化することに加え、犯罪をした者等への支援の実効性を高めるための相談拠点及び民間協力者を含めた地域の支援連携（ネットワーク）拠点を構築すること。
- ③国と地方公共団体との役割分担を踏まえ、地方公共団体の主体的かつ積極的な取組を促進するとともに、国・地方公共団体・民間協力者等の連携を更に強固にすること。

出典：第二次再犯防止推進計画（概要）／法務省

工 孤独・孤立対策推進法（令和6年4月施行）

「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」を目指して、孤独・孤立対策推進法が令和6年4月に施行されています。

同法に基づき、令和6年6月に「孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画」が令和6年6月に策定されており、同計画が令和7年5月に一部改定されています。

孤独・孤立対策推進法

【趣旨】

日常生活若しくは社会生活において孤独を覚えることにより、又は社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態にある者への支援等に関する取組について、その基本理念、国等の責務、施策の基本となる事項及び孤独・孤立対策推進本部の設置等について定める。

→「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、

「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」を目指す

【基本理念】

孤独・孤立対策（孤独・孤立の状態となることの予防、孤独・孤立の状態にある者への迅速かつ適切な支援その他孤独・孤立の状態から脱却することに資する取組）について、次の事項を基本理念として定める。

- ①孤独・孤立の状態は人生のあらゆる段階において何人にも生じ得るものであり、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図ることが重要であること。
- ②孤独・孤立の状態にある者及びその家族等（当事者等）の立場に立って、当事者等の状況に応じた支援が継続的に行われること。
- ③当事者等に対しては、その意向に沿って当事者等が社会及び他者との関わりを持つことにより孤独・孤立の状態から脱却して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようになることを目標として、必要な支援が行われること。

孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画

【基本方針】

- (1) 孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする
- (2) 状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる
- (3) 見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う
- (4) 孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO等の連携を強化する

【特に重点を置いて取り組むべき事項】

- ①地方公共団体及びNPO等への支援
- ②孤独・孤立状態の予防を目指した取組強化
- ③重点計画に定める施策のエビデンスに基づく評価・検証を通じた取組の推進

出典：孤独・孤立対策推進法の概要／内閣官房

孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画のポイント／内閣府

オ 共生社会の実現を推進するための認知症基本法(令和5年6月公布)

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができる社会の実現に向けて、1～7の基本理念を定めるとともに、各種施策を通じて認知症の偏見をなくし、理解を深める啓発活動、認知症の人とともに暮らせる地域づくりを進めていくことが期待されています。

共生社会の実現を推進するための認知症基本法の基本理念

1. 認知症の人が自らの意思によって生活できる
2. 国民が認知症に関する正しい知識を持つ
3. 認知症の人の障壁になるものを除去する
4. 適切な保健医療サービスを提供する
5. 認知症の人及び家族に適切な支援を行う
6. 認知症の研究を推進する
7. 認知症に対する総合的な取組を行う

出典：共生社会の実現を推進するための認知症基本法について／厚生労働省

カ 地域共生社会の在り方検討会議

令和2年度の改正社会福祉法の附則第2条を踏まえ、地域共生社会の実現に向け、改めてその概念を確認するとともに、地域共生社会の実現に資する施策の深化・展開、今後の包括的支援体制の整備の在り方、重層的支援体制整備事業等における取組の方向性について、また、身寄りのない高齢者等が抱える課題等への対応及び対応に当たっての多分野の連携・協働の在り方等について、検討することを目的として令和6年6月から開催されています。

令和7年5月28日に「「地域共生社会の在り方検討会議」中間とりまとめ」が公開されています。中間とりまとめ（案）の目次構成は次のとおりです。

0. はじめに
1. 地域共生社会の更なる展開に向けた対応
 - (1) 地域共生社会の理念・概念の再整理、更なる展開に向けた連携・協働
 - (2) 包括的な支援体制の整備・重層的支援体制整備事業の今後の在り方
2. 身寄りのない高齢者等への対応
 - (1) 身寄りのない高齢者等の生活上の課題に関する相談窓口の在り方
 - (2) 身寄りのない高齢者等の生活上の課題に対する支援策の在り方
 - (3) 身寄りのない高齢者等を地域で支える体制（関係機関とのネットワーク構築等）の在り方
3. 成年後見制度の見直しに向けた司法と福祉との連携強化等の総合的な権利擁護支援策の充実の方向性
 - (1) 新たな連携・協力体制の構築による生活支援や意思決定支援の在り方
 - (2) 「中核機関」に求められる新たな役割及びその位置づけ
4. 社会福祉法人・社会福祉連携推進法人の在り方
地域共生社会の担い手としての役割や経営の協働化・大規模化等の在り方
5. 社会福祉における災害への対応
災害時の被災者支援との連携の在り方
6. 終わりに

出典：「地域共生社会の在り方検討会議」中間とりまとめ／地域共生社会の在り方検討会議

(2) 東京都の動向

ア 「第二期東京都地域福祉支援計画（令和3年度～令和8年度）」（令和3年12月策定）

総合的かつ計画的な福祉施策の推進に資するとともに、広域的な見地から区市町村の地域福祉を支援し、都内における分野横断的な福祉施策の展開を加速させることを目的に策定されています。

第2期東京都地域福祉支援計画の概要

計画の概要 【第1章第1節(1)(3)】

根拠：社会福祉法第108条に規定された都道府県地域福祉支援計画として策定（区市町村においては地域福祉計画を策定）
 計画期間：第1期計画（平成30年度～令和2年度）に引き続く令和3年度～令和8年度（6年間）※令和5年度に中間の見直しを予定

計画の目指す姿

「人が輝く」東京を目指し、東京における地域共生社会の実現に向け、都、区市町村、関係団体及び地域住民等が一体となって地域福祉を推進する
【第1章第3節(1)】

▶地域共生社会とは【第1章第3節(2)】
「高齢者」「障害者」といった制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、地域住民や、地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく社会の姿

▶計画の3つの理念【第1章第4節】

- ① 誰もが、所属や世代を超え、地域とともに参加・協働し、互いに支え、支えられながら生きがいと尊厳を持って、安心して暮らすことができる東京
- ② 地域の課題について、身近な地域において包括的に相談出来、解決に向けてつながることができる東京
- ③ 多様な主体が、それぞれの専門性や個性を生かし、地域づくりに参画することができる東京

地域福祉推進のための施策の方向性

<p>【テーマ①】【第3章第2節(1)～(5)】 地域での包括的な支援体制づくりのために</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 包括的な相談・支援体制の構築 ◆ 地域住民等と行政の協働による地域生活課題の解決体制の構築 ◆ 住民参加を促す身近な地域の居場所づくり ◆ 地域住民等による地域の多様な活動の推進 ◆ 対象を限定しない福祉サービスの提供 	<p>【テーマ②】【第3章第3節(1)～(5)】 誰もが安心して地域で暮らせる社会を支えるために</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 住宅確保要配慮者への支援 ◆ 生活困窮者への総合的な支援体制の整備 ◆ 多様な地域生活課題への対応 ◆ 権利擁護の推進 ◆ 災害時要配慮者対策の推進 	<p>【テーマ③】【第3章第4節(1)～(3)】 地域福祉を支える基盤を強化するために</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 民生委員・児童委員の活動への支援 ◆ 福祉人材の確保・定着・育成 ◆ 福祉サービスの質の向上
---	--	---

改定の主なポイント

- ▶ 前計画後の社会情勢の変化を反映（社会福祉法の改正、コロナ禍の影響 など）
- ▶ 顕在化した複合的な地域生活課題についての対応等を新規掲載・追加記述（ヤングケアラー、ひきこもり状態にある方 など）
- ▶ 区市町村の取組状況について、ヒアリング等により詳細な状況を把握し、事例として紹介

【終わりに】 一人ひとりがいゆゆるジモティ（地元の人）の意識を持ち、地域福祉の当事者として、身近な地域に目を向け、活動に参加し、支え合える社会とするため、都は、機運醸成と併せ、区市町村等関係機関一丸となって地域共生社会の実現に向け、地域福祉を推進していく

出典：第2期東京都地域福祉支援計画の概要／東京都

イ 「東京都福祉のまちづくり推進計画（令和6年度～令和10年度）」（令和6年3月策定）

全ての人が安全で安心して、かつ、快適に暮らし、訪れることができるユニバーサルデザインの理念に基づいたまちづくりを進めるため、福祉のまちづくり条例に基づいて、福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本となる計画として策定されています。

計画の目標

誰もが、自由に移動し、必要な情報を入手しながら、あらゆる場所で活動に参加し、多様な人との違いを認め合い、共に楽しむことができる社会

5つの視点

- 1 誰もが円滑に移動できる交通機関や道路等のバリアフリーの更なる推進
- 2 全ての人が快適に利用できる施設や環境の整備
- 3 誰でもスムーズに入手できる情報バリアフリー環境の構築
- 4 共生社会実現に向けた心のバリアフリーの理解促進
- 5 誰一人取り残さないための災害時・緊急時の備え

出典：東京都福祉のまちづくり推進計画（令和6年度～令和10年度）／東京都

(3) 市の動向

ア 「第7次府中市総合計画」(令和4年3月策定)

令和4年3月に策定した「第7次府中市総合計画」では、保健・福祉分野の基本目標として、「人と人が支え合い 誰もが幸せを感じるまち」を掲げています。目標を実現するための基本施策として、地域福祉分野では、「共に生きるまちづくりの推進」を定め、「つながり支え合う地域づくり」及び「安心して生活できる福祉環境の整備」に取り組んでいます。

イ 「第7次府中市総合計画 後期基本計画」の策定に向けた検討

(7) 市民意見の反映

第7次府中市総合計画後期基本計画に市民意見を反映するため、府中市総合計画タウンミーティング(令和6年8～9月)、府中市総合計画グループミーティング(令和6年8月)、府中若者ミライ会議(令和6年8月)を実施しました。無作為抽出した市民、学生、関係団体の代表者等の参加者同士で、市の強みや弱み、目指す姿、課題、解決策等について話し合っただき、様々なご意見をいただきました。

(1) 地域福祉分野の基本施策

令和6年度第4回府中市総合計画審議会(令和7年1月17日)では、「第7次府中市総合計画後期基本計画素案(基本目標1 保健・福祉)」が示されました。保健・福祉分野の目標を実現するための地域福祉分野の基本施策に変更はありませんでした。

各施策の詳細な内容、指標は変更内容が示されています。

府中市地域福祉計画策定連携会議 設置要領（案）

（趣旨）

第1 この要領は、府中市地域福祉計画について検討・協議するため、府中市地域福祉計画策定連携会議（以下、「連携会議」という。）を設置し、その組織及び運営に関して、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2 連携会議は、次に掲げる事項を検討・協議するものとする。

- （1）社会福祉法に基づく地域福祉計画に関すること
- （2）前号に掲げるもののほか、分野横断的な施策の推進に関する基本的事項

（組織）

第3 連携会議は、次の各号に掲げる者を以て組織する。

- （1）府中市福祉のまちづくり推進審議会委員
- （2）府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進協議会委員
- （3）府中市保健計画推進協議会委員
- （4）府中市障害者計画推進協議会委員
- （5）府中市子ども・子育て審議会委員

（任期）

第4 委員の任期

委員の任期は、地域福祉計画の策定が完了する日までとする。

（運営）

第5 連携会議の運営は、次のとおりとする。

- （1）連携会議には、会長を設置するものとし、会長は、福祉のまちづくり推進審議会委員が務めるものとする。
- （2）その他専門的な事項を協議する際は、会長の許可があれば関係者の出席を認め、又は説明もしくは意見を聴くことができる。

（招集）

第6 連携会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、やむを得ない理由により連携会議の招集ができない場合において、必要があると認めたときは、書面による審議を行うことにより、会議の開催に代えることができる。

(事務局)

第7 連携会議の事務局は、福祉保健部地域福祉推進課に置く。

(その他)

第8 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要領は、令和7年 月 日から施行する。

府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画策定のための調査
一般市民調査の概要、調査項目（案）

1 調査目的

地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の策定に当たって、市民の近所づきあいや地域での生活・活動状況、日ごろの悩みと相談状況を把握するとともに、府中市の地域福祉及び福祉のまちづくりに関する意見、要望等を把握するために実施する。

2 実施概要

- (1) 調査名 「あなたの声が未来をつくる」福祉に関するアンケート
- (2) 調査方法 郵送配布、郵送・WEB回収（督促礼状1回送付）
- (3) 調査対象 市内在住の18歳以上の市民 3,000人
- (4) 調査時期 令和7年10月17日（金）～11月4日（火）（予定）

3 調査項目一覧（案） ※54問（付問含む）

調査項目	問番号	設問	高齢・障害と共通	新規・変更等
A 基本属性	F1	性別		
	F2	年齢		
	F3	職業		
	F3-1	従業地		
	F4	世帯人数		
	F4-1	世帯構成		
	F5	世帯の特徴		
	F6	居住地		
	F7	居住歴		
	F8	住居形態		
	F9	自治会・町会等の有無		
	F9-1	自治会・町会等への加入状況		
	F9-2	自治会・町会等に加入していない理由		
B 地域と近所づきあい	問1	居住地地域の満足度		
	問2	近所づきあいの現状	○	
	問2-1	近所づきあいのない理由		
D 地域活動・ボランティア活動	問3	地域活動・ボランティア活動の取組状況（活動内容） （わがまち支えあい協議会を追加）		変更
	問3-1	地域活動・ボランティア活動の取組状況（活動頻度）		
	問3-2	地域活動・ボランティア活動をしていない理由		
	問4	地域活動・ボランティア活動の取組意向（活動内容）		新規
	問5	ボランティア活動等に参加しやすい条件		
	問6	身近な活動拠点の利用状況		
	問6-1	活動拠点である民間の施設の具体的な名称		
	問7	困っている人への手助けの経験		変更
問8	地域のおける支え合いをより充実するために必要なこと			

調査項目	問番号	設問	高齢・障害と共通	新規・変更等
E 日ごろの生活と悩み	問9	日常生活における悩みや不安の内容		
	問10	どこに相談したらよいか分からない悩みはあるか	○	新規
	問10-1	悩みの内容		新規
	問11	社会からの孤立を感じる程度		新規
	問12	主観的健康観	○	新規
	問13	主観的幸福度	○	新規
	問14	将来の備えへの不安		新規
	問15	亡くなった後のことでの不安		新規
F 相談と情報	問16	相談できる人の有無	○	
	問16-1	相談相手		
	問17	地域における課題を抱えた世帯の把握状況 (「ヤングケアラー」、「虐待・DV」を追加)		変更
	問18	福祉に係る用語の認知度(「再犯防止法」を「社会を明るくする運動」、「保護司」に変更)		変更
	問19	相談窓口の認知度(「福祉総合相談」を追加)		変更
	問20	地域包括支援センターの役割や機能の認知度		
	問21	権利擁護センターふちゅうの役割や機能の認知度		
	問22	市の福祉に関する情報の入手先の現状		
	問23	市の福祉に関する情報の入手先の希望		新規
問24	利用している SNS		新規	
G 福祉のまちづくり	問25	福祉のまちづくり(建築物、インフラ、情報案内)の状況		
	問26	福祉のまちづくりのために優先的に取り組むこと		
H 災害時の支え合い	問27	災害時の不安や心配ごと		
	問28	普段から災害時に備えていること		
	問29	災害に備えて地域で取り組むとよいと思うもの		
	問30	災害時に手助けが必要な方にできること		
I 福祉に対する考え方	問31	福祉に関する考え方		
	問32	認知症になった場合の暮らしへの意向		新規
	問33	認知症に関する学び等の経験の有無		新規
J 府中市の福祉施策	問34	今後の府中市への居住継続意向	○	新規
	問35	優先的に取り組むべき福祉施策		
	問36	地域福祉及び福祉のまちづくりに対する意見・要望 (自由記述)		

【参考】令和元年度の調査項目 ※49問（付問含む）

調査項目	問番号	設問	高齢・障害と共通	R7年度削除の設問
A 基本属性	F 1	性別		
	F 2	年齢		
	F 3	職業		
	F 3-1	従業地		
	F 4	世帯人数		
	F 4-1	世帯構成		
	F 5	世帯の特徴		
	F 6	居住地		
	F 7	居住歴		
	F 8	住居形態		
	F 9	自治会・町会等の有無		
	F 9-1	自治会・町会等への加入状況		
	F 9-2	自治会・町会等に加入していない理由		
B 近所づきあい	問1	近所づきあいの必要性		削除
	問2	近所づきあいの現状	○	
	問2-1	近所づきあいのない理由		
	問3	今後の近所づきあいについて		削除
C 支え合いに関する意識	問4	近隣で手助けできること・していること（したこと）・してほしいこと	○	削除・変更
D 地域活動・ボランティア活動	問5	地域活動・ボランティア活動の取組状況（活動内容）		
	問5-1	地域活動・ボランティア活動の取組状況（活動頻度）		
	問5-2	地域活動・ボランティア活動をしていない理由		
	問6	ボランティア活動等に参加しやすい条件		
	問7	身近な活動拠点の利用状況		
	問8	地域における支え合いをより充実するために必要なこと		
E 日ごろの悩みと相談	問9	日常生活における悩みや不安の内容		
	問10	相談できる人の有無	○	
	問10-1	相談相手		
	問11	地域における課題を抱えた世帯の把握状況		
	問12（ア）	相談窓口の認知度		
	問12（イ）	相談窓口を利用する上での課題		削除
	問13	相談したいと思う形態（来所、訪問、電話、SNS等）		削除
	問14	地域包括支援センターの役割や機能の認知度		
	問15	権利擁護センターふちゅうの役割や機能の認知度		
	問16（ア）	市の福祉に関する情報の入手先		
問16（イ）	情報を入手する際に困っていること		削除	
F 福祉のまちづくり	問17	福祉のまちづくり（建築物、インフラ、情報案内）の状況		
	問18	外出先での手助けの経験		
	問19	心のバリアフリーを実現するために必要なこと		削除
	問20	福祉のまちづくりのために優先的に取り組むこと		
G 災害時の支え合い	問21	災害時の不安や心配ごと		
	問22	普段から災害時に備えていること		
	問23	災害に備えて地域で取り組むとよいと思うもの		
	問24	災害時に手助けが必要な方にできること		

調査項目	問番号	設問	高齢・障害と共通	R7年度削除の設問
H 福祉に対する考え方	問25	福祉に係る用語の認知度		
	問26	認知症に対するイメージ	○	削除
	問27	福祉に関する考え方		
I 府中市の福祉施策	問28	居住地域の満足度		
	問29	優先的に取り組むべき福祉施策		
	問30	地域福祉及び福祉のまちづくりに対する意見・要望 (自由記述)		

「あなたの声が未来をつくる」 福祉に関するアンケート調査

<調査についてのお願い>

市民の皆さまには日ごろから市政発展のため、ご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。市は、令和3年度を初年度とする「地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画」において『みんなでつくる、「共に生きるまち」』を理念とし、様々な地域福祉及び福祉のまちづくりに係る取組を進めています。

このたび、令和9年度から令和14年度までの計画を新たに策定するに当たり、市民の皆様地域福祉及び福祉のまちづくりに対するご意見を伺い、新しい計画策定の参考とすることを目的として「**あなたの声が未来をつくる**」福祉に関するアンケート調査を実施することとしました。

この調査は、令和7年10月1日現在、府中市にお住まいの18歳以上の市民の皆さまの中から3,000名を無作為に選ばせていただき、ご意見やご要望をおうかがいするものです。

ご回答いただきました内容はすべて統計的に処理するとともに、「府中市個人情報の保護に関する条例」に基づき適正に取り扱い、調査目的以外に使用することはありません。お忙しいところ誠に恐縮に存じますが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

令和7年10月 府中市

※この調査はインターネット及び郵送のいずれかでご回答いただけます。
調査の流れにつきましては、次ページに記載がございますので、ご確認をお願いします。

回答に当たってのお願い

1. **封筒のあて名ご本人**がご回答ください。調査票の設問中の「あなた」とは、封筒のあて名の方を指します。何らかの理由でご本人が記入できない場合には、ご本人の意思を反映してご家族や周りの方が代わりに記入してください。
2. 回答は、あてはまる項目の番号を○印で囲んでください。○の数は、それぞれの設問の指示に従ってください。また、「3つまで○」など、○の数が指定されている設問は、あなたの考えに近いものや優先したいものを選んでご回答ください。
3. 「その他」に○印をつけた場合は、〔 〕内に内容を具体的に記入してください。
4. この調査は全体で40～50問であり、回答には約20分程度かかります。

11月4日（火）までに、ご回答いただくようお願いいたします。

【問合せ先】

府中市福祉保健部地域福祉推進課

TEL 042-335-4161

FAX 042-335-7802

E-mail: tiikifuku01@city.fuchu.tokyo.jp

インターネット回答用

ID: ○○

パスワード: ○○



インターネット（パソコン・スマートフォン等）で答える

①調査票サイトにアクセスする

以下のURLか二次元コードを読み取り、調査票サイトにアクセスします。

URL : <https://>

二次元
コード

②ログイン・回答する

調査票サイトログイン画面で、表紙（前ページ）の右下に記載があるインターネット回答用の「ID」と「パスワード」を入力し回答を開始してください。

調査票の表紙にあるIDを入力してください。

調査票の表紙にあるパスワードを入力してください。

【インターネット回答に関するご注意】

1. 回答内容は自動で保存されるため、回答を途中で中断しても再度ID・パスワードでログインすると、続きから回答できます。
2. インターネットで回答した場合は調査用紙の提出は不要です。
3. IDは無作為に配布していますので、個人を特定するものではありません。
どなたがどのID・パスワードであるかは照合できません。



調査票に記入して郵送で答える

1. 記入は、黒のボールペンまたは鉛筆でお願いします。
2. 回答のご記入が終わりましたら、同封の返信用封筒に入れて郵便ポストに投函してください。（切手は不要です。差出人名は無記名で結構です。）

はじめに、あなたご自身のことをおたずねします

F 1 あなたの性別は次のうちどれですか。(1つに○)

*戸籍上の区別とは別にご自身の主観によりご記入ください。

1. 男性 2. 女性 3. その他 4. 答えたくない

F 2 あなたの年齢は次のうちどれですか。(1つに○)

*令和7年10月1日現在の年齢でお答えください。

1. 18～19歳 5. 35～39歳 9. 55～59歳 13. 75～79歳
2. 20～24歳 6. 40～44歳 10. 60～64歳 14. 80～84歳
3. 25～29歳 7. 45～49歳 11. 65～69歳 15. 85～89歳
4. 30～34歳 8. 50～54歳 12. 70～74歳 16. 90歳以上

F 3 あなたのご職業は次のうちどれですか。(1つに○)

1. 自営業(家族従業の場合含む)・自由業
2. 正規の社員・職員・役員など
3. 非正規の社員・職員(契約社員・派遣・パート・アルバイト等)
4. 学生
5. 家事専業
6. 無職
7. その他〔具体的に：
- } → F 3-1へ進む
} → F 4へ進む

F 3-1 F 3で「1. 自営業(家族従業の場合含む)・自由業」～「4. 学生」と答えた方におたずねします。

あなたの主な通勤、通学先はどちらですか。(1つに○)

1. 府中市内
2. 府中市外
3. 定まっていない

F 4 世帯についておたずねします。世帯の人数はあなたを含めて何人ですか。(1つに○)

* 2世帯住宅は同居としてお答えください。

* 配偶者の親族を含めてお答えください。

- | | | | |
|-------|-------------|---------|-------------|
| 1. 1人 | → F5へ進む | 4. 4人 | } → F4-1へ進む |
| 2. 2人 | } → F4-1へ進む | 5. 5人 | |
| 3. 3人 | | 6. 6人以上 | |

F 4-1 F 4で「2. 2人」～「6. 6人以上」と答えた方におたずねします。あなたと同居している方はどなたですか。(いくつでも○)

- | | |
|--------------|---------------------|
| 1. 配偶者(夫又は妻) | 4. 祖父、祖母 |
| 2. 子 | 5. その他〔具体的に： _____〕 |
| 3. 父、母 | |

F 5 現在、あなた自身、もしくは同居している方の中に、次のような方はいますか。(いくつでも○)

1. 乳児(1歳未満)
2. 乳児を除く小学校入学前の幼児
3. 小学生
4. 中学生・高校生
5. 65歳以上の方
6. 身体・知的・精神等の障害のある方及び難病などにより、心や身体のはたらきに障害のある方
7. 介護・介助を必要とする方
8. いずれもない

F 6 あなたはどちらにお住まいですか。該当する福祉エリアに○をつけてください。

福祉エリア	町名
1. 中央	天神町(1・2丁目)、幸町、府中町、緑町、宮町、八幡町、日吉町、宮西町(1丁目)、寿町、晴見町(1・2丁目)
2. 白糸台	白糸台(車返団地除く)、小柳町(1・3丁目)、若松町(1・2丁目)、清水が丘(3丁目)
3. 西府	東芝町、本宿町、日新町、西府町
4. 武蔵台	武蔵台、北山町、西原町
5. 新町	浅間町、天神町(3・4丁目)、新町、晴見町(3・4丁目)、栄町
6. 住吉	南町、分梅町(2～5丁目)、住吉町
7. 是政	小柳町(2・4～6丁目)、清水が丘(1・2丁目)、是政
8. 紅葉丘	多磨町、朝日町、紅葉丘、若松町(3～5丁目)
9. 押立	押立町、車返団地
10. 四谷	四谷
11. 片町	矢崎町、本町、片町、宮西町(2～5丁目)、分梅町(1丁目)、日鋼町、美好町、

F 7 あなたは府中市にお住まいになってから何年になりますか。(1つに○)

- | | |
|--------------|---------------|
| 1. 生まれてからずっと | 5. 5年以上10年未満 |
| 2. 1年未満 | 6. 10年以上20年未満 |
| 3. 1年以上3年未満 | 7. 20年以上30年未満 |
| 4. 3年以上5年未満 | 8. 30年以上 |

F 8 あなたのお住まいは、次のうちどれにあてはまりますか。(1つに○)

- | | |
|-----------------|------------------------|
| 1. 持ち家の一戸建て | 5. 公的賃貸住宅(市営住宅、都営住宅など) |
| 2. 持ち家の集合住宅 | 6. 社宅・公務員住宅など |
| 3. 民間賃貸住宅(一戸建て) | 7. その他〔具体的に： 〕 |
| 4. 民間賃貸住宅(集合住宅) | |

F 9 あなたのお住まいの地域には、自治会・町会等がありますか。(1つに○)

- | | | |
|--------------------|---------|----------|
| 1. ある
→F 9-1へ進む | 2. ない | 3. 分からない |
| | } 問1へ進む | |

F 9-1 F 9で「1. ある」と答えた方におたずねします。あなたは、自治会・町会等に加入していますか。(1つに○)

- | | |
|------------|-----------|
| 1. 加入している | →問1へ進む |
| 2. 加入していない | →F 9-2へ進む |
| 3. 分からない | →問1へ進む |

F 9-2 F 9で「2. 加入していない」と答えた方におたずねします。自治会・町会等に加入していない主な理由は何ですか。(3つまで○)

1. 人間関係などの関わりがわずらわしいから
2. 地域のイベントなどの活動が大変そうだから
3. 仕事や家事・育児・介護等で時間がないから
4. 地域活動に興味がないから
5. 加入することのメリットを感じないから
6. どのような活動をしているのか分からないから
7. 加入するきっかけがないから
8. 加入方法が分からないから
9. その他〔具体的に： 〕

お住まいの地域と近所づきあいについておたずねします

問1 あなたが現在、お住まいの地域の暮らしやすさについて、どのように感じていますか。(1)～(10)のそれぞれの項目について、あてはまるものに1つずつ○をつけてください。

	満足している	どちらかといえば満足している	どちらでもない	どちらかといえば満足していない	満足していない
(1) 近隣などとのつきあい	1	2	3	4	5
(2) 地域の交流	1	2	3	4	5
(3) 自治会・町会等の活動	1	2	3	4	5
(4) サークルやボランティアの活動	1	2	3	4	5
(5) 地域の防災対策	1	2	3	4	5
(6) 保健福祉サービス	1	2	3	4	5
(7) 相談できる体制	1	2	3	4	5
(8) 買い物などの便利さ	1	2	3	4	5
(9) 道路や交通機関等の使いやすさ	1	2	3	4	5
(10) 公的な手続きの便利さ	1	2	3	4	5

問2 あなたは、近隣に住む人と、どの程度おつきあいしていますか。(1つに○)

- | | | |
|---|---|----------|
| 1. 個人的なことを相談し合える人がいる
2. さしさわりのないことなら、話せる人がいる
3. 道で会えば、あいさつをする程度の人ならいる | } | →問3へ進む |
| 4. あいさつや会話は無いが、顔を見れば近隣の人だと分かる人がいる
5. 全く交流はなく、近隣に住む人を知らない | } | →問2-1へ進む |

問2-1 問2で「4」、「5」と答えた方におたずねします。近所づきあいを(ほぼ)しない主な理由は何ですか。(3つまで○)

- | | |
|-------------------------|-------------------------|
| 1. 普段つきあう機会がないから | 5. 気の合う人・話の合う人が近くにいないから |
| 2. 仕事や家事・育児等で忙しく時間がないから | 6. あまり関わりを持ちたくないから |
| 3. 同世代の人が近くにいないから | 7. 知り合う機会がないから |
| 4. 引っ越してきて間もないから | 8. その他 |
| | [具体的に: _____] |

地域活動やボランティア活動についておたずねします

問3 あなたは、次のような地域での活動やボランティアに取り組んでいますか。

(いくつでも○)

1. 子育て世帯や子ども、青少年を支援する活動
2. 高齢者や認知症の方を支援する活動
3. 障害等のある方を支援する活動
4. 交通安全や防犯など地域の安全を守る活動
5. 非行や犯罪をした人を支援する活動
6. 地域の環境美化、環境保全・自然保護などの活動
7. 国際交流に関する活動、外国人の方を支援する活動
8. 防災訓練や自主防災組織への参加など災害時に備えるための活動
9. 介護予防運動など健康・保健のための活動
10. 地域のお祭りや運動会などのレクリエーション活動、地域の伝統や文化を伝える活動
11. 自分の技術や経験、学んだことを地域にいかす活動
12. わがまち支えあい協議会*の活動
13. その他〔具体的に： _____ 〕
14. 取り組んでいるものはない →問3-2へ進む

→問3-1へ進む

*わがまち支えあい協議会

身近な生活圏域の中で地域住民や地域の様々な団体が、自らの「困りごと」に気づき、それを我が事として共有し、解決していく仕組み。文化センター圏域ごとに月1回話し合いをしながら、様々な活動をしている。

問3-1 問3で1～13と答えた方におたずねします。あなたは、地域活動・ボランティア活動にどの程度取り組んでいますか。(1つに○)

1. 週3回程度取り組んでいる
2. 週1回程度取り組んでいる
3. 月1、2回程度取り組んでいる
4. 年1、2回程度取り組んでいる

→問4へ進む

問3-2 問3で「14. 取り組んでいるものはない」に○をつけた方におたずねします。活動していない主な理由は何ですか。(3つまで○)

- | | |
|----------------------------|-----------------------|
| 1. 興味のある活動がないから | 7. 体調がすぐれないから |
| 2. 活動に関する情報がないから | 8. 一緒に活動する仲間がないから |
| 3. 経済的負担が大きいから | 9. 人間関係等がわずらわしいから |
| 4. メリットを感じないから | 10. 参加方法が分からないから |
| 5. きっかけがないから | 11. 特にない |
| 6. 仕事や勉強・家事・育児・介護等で時間がないから | 12. その他〔具体的に： _____ 〕 |

問4 あなたは、今後、次のような地域での活動やボランティアに取り組んでみたいと思いますか。(いくつでも○)

1. 子育て世帯や子ども、青少年を支援する活動
2. 高齢者や認知症の方を支援する活動
3. 障害等のある方を支援する活動
4. 交通安全や防犯など地域の安全を守る活動
5. 非行や犯罪をした人を支援する活動
6. 地域の環境美化、環境保全・自然保護などの活動
7. 国際交流に関する活動、外国人の方を支援する活動
8. 防災訓練や自主防災組織への参加など災害時に備えるための活動
9. 介護予防運動など健康・保健のための活動
10. 地域のお祭りや運動会などのレクリエーション活動、地域の伝統や文化を伝える活動
11. 自分の技術や経験、学んだことを地域にいかす活動
12. わがまち支えあい協議会の活動
13. 取り組みたいと思うものはない
14. その他〔具体的に： 〕

問5 あなたは、ボランティア活動について、どのような条件であれば、活動・参加したいと思いますか。(3つまで○)

1. 活動情報の提供がある
2. 友人等と一緒に参加できる
3. 身近なところで活動できる
4. 活動時間や曜日を選べる
5. 気軽に参加できる
6. 適切な指導者やリーダーがいる
7. 特技や知識がいかせる
8. 身体的な負担が少ない
9. 活動経費が支給される
10. 謝礼が出る
11. 家事・育児・介護への支援がある
12. 就労先の理解や協力が得られる
13. 特にない
14. その他〔具体的に： 〕

問6 あなたが活動の拠点として利用している施設はどれですか。(いくつでも○)

1. 文化センター
2. 市民会館「ルミエール府中」
3. 市民活動センター「プラッツ」
4. ふれあい会館
5. 生涯学習センター
6. 教育センター
7. 国際交流サロン
8. 男女共同参画センター「フュール」
9. 図書館
10. 小学校・中学校
11. 民間の施設 →問6-1へ進む
12. 個人宅
13. 特にない
14. その他〔具体的に： 〕

問6-1 問6で「11.民間の施設」と答えた方におたずねします。具体的な施設の名称をお書きください。

問7 あなたは、家族以外の高齢者や障害等のある方、子育てなどで困っている人に、次のような手助けをしたことがありますか。(いくつでも○)

1. 日常の見守りや声かけ、話し相手や相談相手
2. 家事（掃除、洗濯、食事、買い物、ごみ出しなど）の手伝い
3. 子どもの預かり（保育園・幼稚園などの送迎含む）
4. 外出や通院時の付き添い（車で送り迎えをする等含む）
5. 電車やバス等で席を譲る、荷物を持つ
6. 階段の上り下りや道路の横断、電車・バスの乗り降りの手伝い（車いすやベビーカー含む）
7. 災害時など非常時の安否確認や避難の手助け
8. フードドライブ（フードバンク団体）への食品の寄付
9. 赤い羽根共同募金、歳末たすけあい運動等、その他の活動等へのお金の寄付
10. 何もしたことがない
11. その他〔具体的に： 〕

問8 あなたが思う、地域における支え合いをより充実するため必要なことはどれですか。(3つまで○)

1. 地域に関心を持ち、日ごろから近隣の人と関わりを持つよう心がけること
2. 地域のお祭りや防災訓練など、地域で行われる行事等に参加をすること
3. 自治会・町会、わがまち支えあい協議会等の支え合い活動、サロン等の交流活動に参加すること
4. 地域住民同士の見守りや声かけを行うこと
5. 地域における交流活動を活発に行うこと
6. 地域の人が気軽に集まる場所や、地域活動の拠点になる場所を確保すること
7. お金や不用品を寄付する文化を根付かせること、その機会を設けること
8. 特にない
9. その他〔具体的に： 〕

日ごろの生活と悩みについておたずねします

問9 あなたは、あるいはご家族は現在、日常生活においてどのような悩みや不安を感じていますか。(3つまで○)

1. 自分や家族の健康のこと
2. 自分や家族の老後のこと
3. 生きがいに関すること
4. 子育てに関すること
5. 介護に関すること
6. 経済的なこと
7. 近隣との関係
8. 住まいに関すること
9. 地域の治安のこと
10. 災害時の備えに関すること
11. 差別や偏見、人権侵害に関すること
12. 特にない
13. その他〔具体的に： 〕

問18 あなたは、次のことをご存じですか。(1)～(7)のそれぞれの項目について、あてはまるものに1つずつ○をつけてください。

	知っている 内容まで	言葉聞いた ことがある	知らない
(1) 発達障害・学習障害*	1	2	3
(2) ヘルプマーク*	1	2	3
(3) 若年性認知症*	1	2	3
(4) 障害者差別解消法*	1	2	3
(5) 社会を明るくする運動*	1	2	3
(6) 保護司*	1	2	3
(7) 成年後見制度*	1	2	3

***発達障害・学習障害**

発達障害は、脳の機能障害があり、それによって生活や学習に困難さを持つ障害のこと。
学習障害は、読み書き能力や計算力など算数機能に関する特異的な発達障害のひとつ。

***ヘルプマーク**

内部障害や難病の方などへの配慮や手助けが必要なことを知らせるためのマークのこと。



***若年性認知症**

18歳から64歳までに発症した認知症性疾患（アルツハイマー病、脳血管型、前頭側頭型、レビー小体型など）の総称のこと。

***障害者差別解消法**

平成28年4月1日から施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」のこと。国の行政機関や地方公共団体と民間事業者に対して、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や障害者への合理的配慮の提供が規定されている。

***社会を明るくする運動**

すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動。

***保護司**

犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティア。

***成年後見制度**

認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分ではない方について、本人の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、本人を法的に支援する制度のこと。

問19 府中市に設置されている、福祉に関する相談窓口で知っているものはどれですか。
(いくつでも○)

- | | |
|---|---------------------------|
| 1. 市役所の相談窓口 | 9. 子ども家庭支援センター「たち」 「しらとり」 |
| 2. 民生委員・児童委員 | 10. 地域子育て支援センター「はぐ」 |
| 3. 地域包括支援センター | 11. 男女共同参画センター「フューラル」 |
| 4. 権利擁護センターふちゅう | 12. 社会福祉協議会 |
| 5. 子ども発達支援センター「はばたき」 | 13. 地域福祉コーディネーター |
| 6. 保健センター | 14. 市民活動センター「プラッツ」 |
| 7. 地域生活支援センター「み～な」
「あけぼの」「プラザ」「ふらっと」 | 15. 福祉総合相談 |
| 8. 子育て世代包括支援センター「みらい」 | 16. 知っているものはない |

問20 府中市には地域包括支援センターが11か所ありますが、あなたは、次の地域包括支援センターの役割や機能をご存じですか。(いくつでも○)

1. 高齢者の総合的な相談を行っている
2. 介護予防の支援や相談を行っている
3. 在宅療養に関する相談を行っている
4. 認知症に関する生活相談や財産管理の相談を行っている
5. 成年後見制度の利用相談を行っている
6. 高齢者虐待の早期発見や対応をしている
7. 悪質な訪問販売・電話勧誘などの被害相談を行っている
8. 地域のネットワークを活用し、高齢者の実態把握を行っている
9. 地域における生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備に向けた取組を推進している
10. まったく知らなかった

問21 あなたは、次の権利擁護センターふちゅうの役割や機能をご存じですか。(いくつでも○)

1. 福祉サービスの利用や老いじたくに関する相談を受け、財産管理の支援を行っている
2. 相続や権利侵害などの法律相談を行っている
3. 成年後見制度の利用に関する相談と広報を行っている
4. 成年後見人等の情報交換の場を提供している
5. 権利擁護や支え合いの担い手を広げるために市民向けの講座を行っている
6. まったく知らなかった

問22 あなたは、保育や子育て支援、高齢者や障害等のある方への福祉サービス、健康づくり、ボランティア活動等、府中市の福祉に関する情報を、どこから入手していますか。(いくつでも○)

1. 家族や知人から
2. 行政等の相談窓口(市役所、行政事務所、社会福祉協議会、民生委員・児童委員など)
3. 保育所、学校、医療機関、店舗など日ごろ通っている施設等の職員や配布物から
4. 広報ふちゅうや市のパンフレットなどの印刷物
5. 自治会・町会の回覧板
6. テレビ(ケーブルテレビを含む)、ラジオ、新聞、雑誌等
7. 市のホームページ等のインターネットサイト
8. LINE(ライン)・X(エックス)等のSNS*
9. 府中市メール配信サービス
10. 情報を得たことはない
11. その他【具体的に：

* SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)

ネットワーク上のコミュニケーション機能を持ったサービス全般を指す。

問23 府中市の福祉に関する情報を、今後、どこから入手したいと思いますか。

(いくつでも○)

1. 家族や知人から
2. 行政等の相談窓口(市役所、行政事務所、社会福祉協議会、民生委員・児童委員など)
3. 保育所、学校、医療機関、店舗など日ごろ通っている施設等の職員や配布物から
4. 広報ふちゅうや市のパンフレットなどの印刷物
5. 自治会・町会の回覧板
6. テレビ(ケーブルテレビを含む)、ラジオ、新聞、雑誌等
7. 市のホームページ等のインターネットサイト
8. LINE(ライン)・X(エックス)等のSNS*
9. 府中市メール配信サービス
10. 情報を得たいとは思わない
11. その他【具体的に：

問24 あなたがふだん利用しているSNSがあれば教えてください。(いくつでも○)

1. LINE(ライン)
2. X(エックス)
3. Instagram(インスタグラム)
4. Facebook(フェイスブック)
5. TikTok(ティックトック)
6. 利用していない
7. その他【具体的に：

福祉のまちづくり*についておたずねします

問25 現在、府中市の建築物や公共交通機関、情報案内、公園や道路等について、障害等のある方や妊婦、乳幼児を連れた方、高齢者等が利用しやすいように整備されていると思いますか。(1)～(11)のそれぞれの項目について、あてはまるものに1つずつ○をつけてください。

		整備されている	やや整備されている	あまり整備されていない	整備されていない	整備の必要を感じない
建築物	(1) 車いすの方や誰もが安全に通れる建物の出入口や通路(段差をなくす、幅を広げる)	1	2	3	4	5
	(2) 公共施設や病院等のスロープ、エレベーターやエスカレーター	1	2	3	4	5
	(3) 車いすの方、乳幼児を連れた方等誰もが使いやすいトイレ	1	2	3	4	5
道路・交通機関等	(4) 歩きやすいように、障害物(商品や看板、放置自転車、電柱等)が取り除かれた歩道や道路	1	2	3	4	5
	(5) 点字ブロックや視覚障害者用の信号機	1	2	3	4	5
	(6) 車いすやベビーカーで乗降しやすいノンステップバスやリフト付バス	1	2	3	4	5
	(7) 障害等のある方用の駐車場	1	2	3	4	5
情報案内等	(8) 大きな文字、絵、複数の言語を用いた誰もが分かりやすい案内標示	1	2	3	4	5
	(9) 手話のできる職員が配置されていたり、音声ガイドがある施設	1	2	3	4	5
	(10) 補助犬と同伴での入室が配慮された店・レストラン等	1	2	3	4	5
全体	(11) (1)～(10)や公園、道路等を含むまち全体のユニバーサルデザイン*	1	2	3	4	5

*福祉のまちづくり

高齢者、障害者、子ども、外国人などを含めたすべての人がありのままに、自らの意思で暮らし、社会参加をし、自己実現を図ることができるような社会の実現に向け、ユニバーサルデザインの理念に立ったまちづくりを進めること。

*ユニバーサルデザイン

年齢、性別、国籍、個人の能力等にかかわらず、できるだけ多くの人々が利用できるよう生活環境その他の環境を作り上げること。

問26 福祉のまちづくりを実現するために、優先的に取り組む必要があると思うことは何ですか。(3つまで○)

1. 高齢者、障害等のある方、乳幼児を連れた方が歩きやすい道路の整備
2. 公共施設や公共交通機関のバリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進
3. 分かりやすく利用しやすい案内標示の設置等、情報提供の充実
4. 憩いの場である公園・河川の整備
5. 高齢者や障害等のある方が住みやすい住宅の整備
6. 交通安全や防犯等、安全、安心に暮らすための体制整備
7. 福祉のまちづくりに対する理解の促進
8. 分からない
9. その他〔具体的に： 〕

災害時の支え合いについておたずねします

問27 近年は、地震災害に加え、台風、豪雨、土砂災害などの風水害が相次いでいます。災害時、あなたが、特に不安や心配なことは何ですか。(3つまで○)

1. 家族の所在、安否確認について
2. 家具の転倒
3. 家屋や外壁の強度
4. 自身や家族の歩行に不安があること
5. 避難所がどこにあるかはっきり分からないこと
6. ペット（犬・猫など）の避難のこと
7. 正確な情報の入手
8. 避難所生活でのプライバシー
9. 食糧や日用品などの生活物資の入手
10. 医療機関、診療、薬の入手
11. 精神的なストレス
12. 特に不安や心配ごとはない
13. その他〔具体的に： 〕

問28 あなたが普段から災害時に備えていることはありますか。(いくつかでも○)

- | | |
|----------------------|--------------------|
| 1. 家族で所在、安否確認方法を決める | 7. 食糧や日用品の備蓄 |
| 2. 家具の転倒防止対策 | 8. 災害時の情報入手手段の確認 |
| 3. 家屋や外壁の耐震補強 | 9. 災害時要援護者名簿*への登録 |
| 4. 防災マップやハザードマップ等の確認 | 10. 救急医療情報キット*の申込み |
| 5. 避難経路や避難場所の確認 | 11. 特にない |
| 6. 地域の防災訓練への参加 | 12. その他【具体的に： 】 |

***災害時要援護者名簿**

高齢者や障害のある方などで、災害発生時の状況把握や避難に支援を必要とする方（要援護者）を、地域の支え合いにより支援するために作成している名簿
名簿は、自治会や民生委員など地域の支援者に提供され、地域で支え合いの仕組みをつくり、災害発生時に地域の支援者の方、又はグループが要援護者の安否確認や避難を支援するために活用される。

***救急医療情報キット**

救急時、災害時に必要な、「かかりつけ医療機関」、「服薬内容」、「持病」、「緊急連絡先」などの情報を記入した専用の用紙等を入れたキット（筒）のこと。
冷蔵庫の中で保管し、災害時に避難が必要な場合は支援者が冷蔵庫から取り出し、避難所に持って行く。また、救急時（119番出動）には、本人が持病などを説明することができない状態にある場合に、救急隊が冷蔵庫より取り出し、記載された情報を救急活動に役立てる。

問29 あなたが、災害に備えて地域で取り組むとよいと思うものはどのようなことですか。(いくつかでも○)

- | | |
|--------------------------|-------------------------|
| 1. 地域住民同士の声かけや安否確認 | 6. 商店や企業と災害時の協力体制をつくること |
| 2. 防災訓練の実施 | 7. 避難時に支援が必要な人を把握しておくこと |
| 3. 地域独自の防災マニュアルや防災マップの作成 | 8. 分からない |
| 4. 地域内外の団体等との日ごろからの交流 | 9. その他【具体的に： 】 |
| 5. 物資の備蓄 | |

問30 災害時、地域で手助けが必要な方に、あなたができることは、どのようなことですか。(いくつかでも○)

1. 避難所での支援活動
2. 要援護者（高齢者、障害等のある方、乳幼児・子ども、妊産婦等）の安否確認
3. 要援護者（高齢者、障害等のある方、乳幼児・子ども、妊産婦等）の避難誘導
4. けが人の手当て
5. 水や食糧の提供
6. 協力することはむずかしい・できない
7. その他【具体的に： 】

福祉に対する考え方についておたずねします

問31 あなたは、次のような考え方についてどう思いますか。(1)～(8)について、あなたの考えに最も近いものに1つずつ○をつけてください。

	そう思う	ええ、そう思う	どちらかとい いえない	どちらとも 思わない	あまり 思わない	全く思わない
(1) 障害等のある方とない方が、地域社会の中でともに生きるのが当然の姿である	1	2	3	4	5	
(2) 経済的困窮の問題は、本人だけでなく、社会全体の問題である	1	2	3	4	5	
(3) 生活保護受給者に対する偏見や差別がある	1	2	3	4	5	
(4) ひきこもりやニートは、本人や家族だけでなく、社会全体の問題である	1	2	3	4	5	
(5) 児童や高齢者、障害等のある方への虐待を防ぐために、地域でのつながりが重要である	1	2	3	4	5	
(6) DV*被害を防ぎ、被害者を支援するために、地域でのつながりが重要である	1	2	3	4	5	
(7) ひとり親家庭の自立を支援するために、地域でのつながりが重要である	1	2	3	4	5	
(8) 地域づくりには、障害の有無に関わらず、女性も男性も、高齢者も若者も、すべての地域住民と多様な主体が参画し、つながりながら取り組むことが重要である	1	2	3	4	5	

*DV (ドメスティック・バイオレンス)

配偶者や恋人等親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力。身体的な暴力だけでなく、精神的、経済的、性的な暴力等あらゆる暴力が含まれる。

問32 もし、あなたが認知症になったら、どのように暮らしたいと思いますか。既に認知症の方は、今後どのように暮らしたいと思いますか。(1つに○)

1. 認知症になっても、できないことを自ら工夫して補いながら、今まで暮らしてきた地域で、今までどおり自立的に生活していきたい
2. 認知症になっても、医療・介護などのサポートを利用しながら、今まで暮らしてきた地域で生活していきたい
3. 認知症になると、身の回りのことができなくなってしまうので、介護施設で必要なサポートを利用しながら暮らしたい
4. 認知症になると、周りの人に迷惑をかけてしまうので、介護施設で必要なサポートを利用しながら暮らしたい
5. 認知症になったら、誰にも迷惑をかけないよう、ひとりで暮らしていきたい
6. 分からない
7. その他〔具体的に： 〕

問33 認知症についての経験として、あてはまるものはどれですか。(いくつでも○)

1. 認知症サポーター養成講座を受講した経験
2. 医療・介護・福祉関係の大学や専門学校で勉強した経験(通信教育を含む)
3. 収入を伴う医療・介護・福祉にかかわる仕事の経験
4. 認知症の人と生活をともにした経験
5. 認知症の人とともにする活動や、生活支援等のボランティアの経験
6. 認知症とおりあいをつけながら暮らしている認知症当事者や家族と出会う経験
7. ご自身が認知症であるとの診断を受けた経験
8. いずれもない

最後に府中市の福祉施策についておたずねします

問34 今後も府中市に住み続けたいと思っていますか。それともそうは思っていませんか。次の中から1つだけ選んでください。(1つに○)

1. ずっと住むつもり
2. 当分は住むつもり
3. できれば市外に移りたい
4. 市外に移りたい

問35 府中市ではどのような福祉施策に優先して取り組むべきだと思いますか。あなたの考えに近いものをお答えください。(5つまで○)

1. 相談支援体制や情報提供体制の充実
2. 権利擁護・虐待防止の推進
3. 日ごろから防災・防犯を意識した地域づくりの推進
4. 経済的に困っている人の自立に向けた支援
5. 養育困難や困窮等の課題を抱えた子育て家庭への支援
6. 事業者への運営指導等による福祉サービスの質の確保に向けた取組
7. 健康づくり・介護予防の推進
8. 地域住民同士の助け合いや支え合いの促進
9. 地域活動団体、ボランティア団体、NPO団体等の育成・支援
10. 市民・関連団体・行政の連携と協働
11. 互いに理解し助け合う福祉意識の醸成
12. 市民の誰もが社会活動等へ参加・参画するための支援
13. 福祉分野の人材の確保・育成
14. 公共施設やインフラ等のバリアフリー化やユニバーサルデザインの推進
15. 分からない
16. その他【具体的に： _____】

問36 府中市の福祉やまちづくりへのご意見・ご要望がありましたら、ご自由にお書きください。

——ご協力ありがとうございました——

府中市地域福祉計画等策定支援 11 圏域別グループディスカッションの概要

1 調査目的

地域で活動している団体の方々から地域における課題と課題解決のためにできることを把握し、地域力の強化の方向性を検討する。また、府中市全体の課題と圏域別の課題を整理し、圏域別の取組を検討する。

2 実施概要

(1) 調査方法

グループディスカッション

文化センター11 圏域をもとに、2～3 圏域ずつ4回に分けて開催。

グループを圏域ごとに分ける。6人程度で1グループをつくり、グループディスカッション形式で実施する。KJ法によりまとめ、最後に発表いただく。

(2) 参加者 地域で活動している方

わがまち支えあい協議会、地域福祉コーディネーター、民生委員・児童委員、自治会・町会、シニアクラブ、コミュニティ協議会、当事者団体、地域包括支援センター等

(3) 調査時期

令和7年10月26日（日）、11月1日（土）

(4) テーマ

「今ある地域の“ちから”（人・場所・活動）を福祉にどう活かせる？」

(5) 開催場所

各文化センターで開催

(6) 当日配布資料

次第、圏域別データ、参加者アンケート 等

<具体的な日程・会場（案）>

回	開催日時	会場	対象圏域
第1回	10月26日（日） 10：00～12：00	西府文化センター	西府文化センター圏域、武蔵台文化センター圏域、四谷文化センター圏域
第2回	10月26日（日） 15：00～17：00	中央文化センター	中央文化センター圏域、新町文化センター圏域、紅葉丘文化センター圏域
第3回	11月1日（土） 10：00～12：00	片町文化センター	片町文化センター圏域、住吉文化センター圏域
第4回	11月1日（土） 15：00～17：00	白糸台文化センター	白糸台文化センター圏域、押立文化センター圏域、是政文化センター圏域

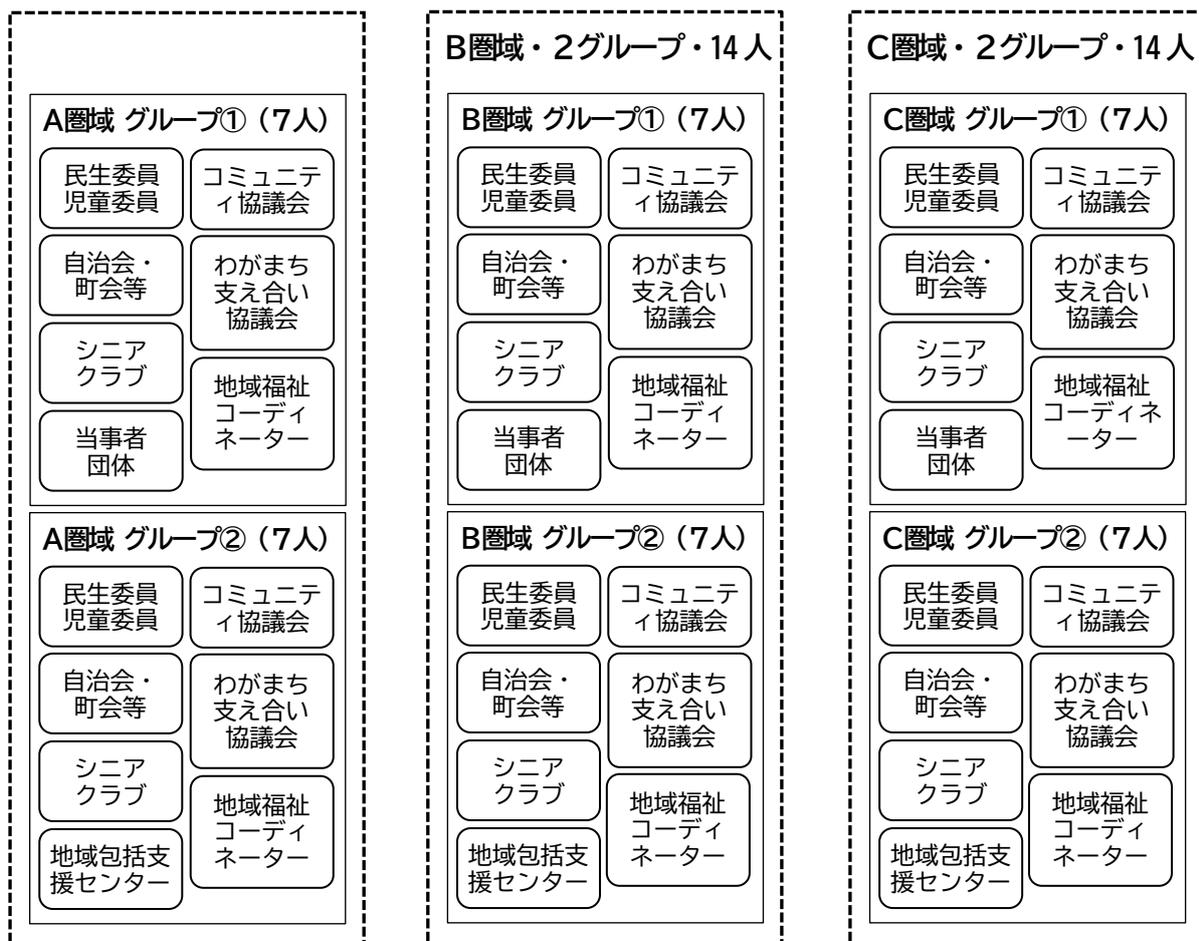
3 タイムテーブル案（2時間程度）

1. 開会、趣旨説明、あいさつ（5分）
2. データ説明、予定とルール説明（10分）
3. グループごとの時間（75分）
 - （1）グループごとの自己紹介（15分）
 - （2）グループごとの話し合い：テーマに沿った話し合い（60分）
4. 休憩（10分）
5. 結果共有（15分）
6. 閉会、アンケート記入（5分）

4 1会場の参加者の構成

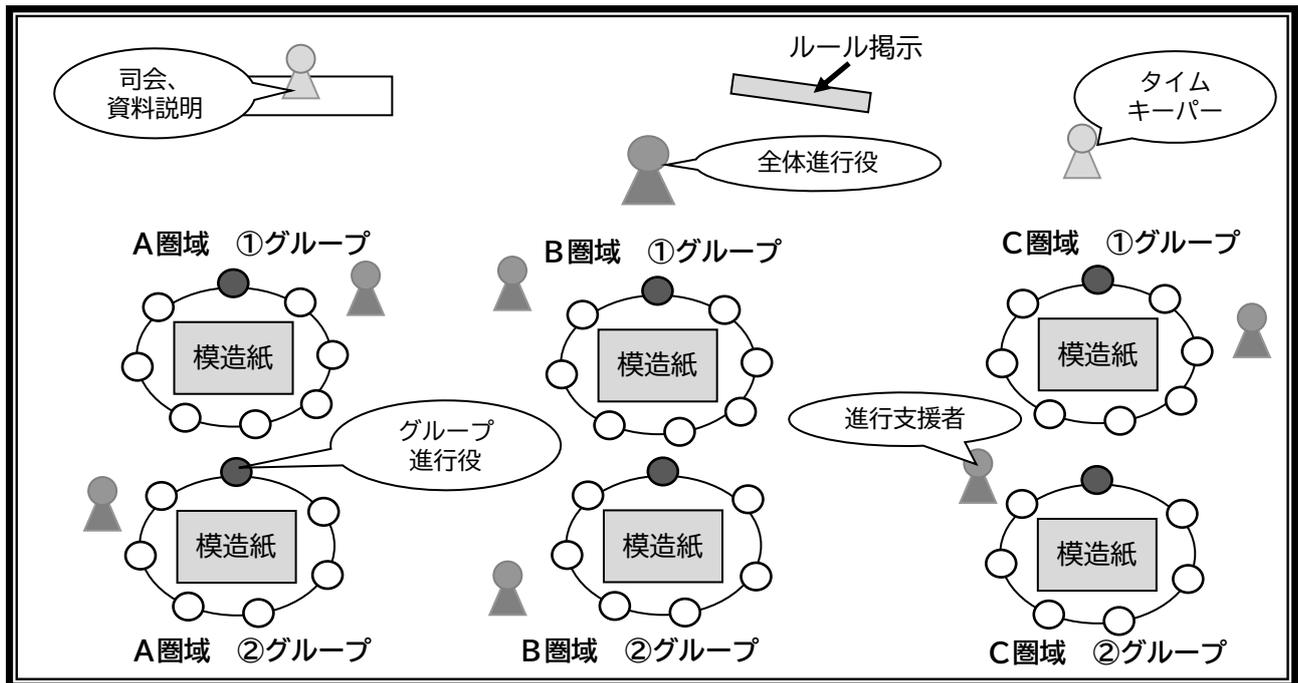
- ・ 1圏域各団体から1・2人で計14人参加し、2グループを構成する。
- ・ 3圏域同時開催で6グループ、42人参加する。

【グループ構成例】



5 会場レイアウトイメージ

意見を付箋に書き出し、付箋を貼りグルーピングしながら模造紙にまとめていく。



6 役割分担

役割	内容	担当案
あいさつ	開会と閉会のあいさつ	市
司会	開会時と閉会時の進行	市
全体進行役	<ul style="list-style-type: none"> 冒頭の予定とルール等の説明 自己紹介、グループごとの話し合いの全体進行 グループごとの話し合い途中での時間警告 	生構研
グループ進行役	<ul style="list-style-type: none"> グループごとの話し合いのグループ内進行 (作業方法説明、参加者に話を振る等) 	市・地域福祉コーディネーター
進行支援者 (アシスタント)	<ul style="list-style-type: none"> 各グループの話し合い中の支援 (意見(付箋)の整理、必要に応じて意見の書き出し、付箋をまとめてタイトルを記入、写真撮影等) 	生構研

府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画策定スケジュール（案）

	令和7年度											令和8年度														
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
福祉のまちづくり推進審議会					①8/8	②9/12		③			④			①	②	③	④	⑤				⑥				
					・計画の位置づけ、枠組み ・アンケート調査票 ・圏域別グループディスカッション概要	・アンケート調査票 ・圏域別グループディスカッション概要		・現計画の進捗管理 ・国や都府の動向等 ・市の福祉の現状、圏域別データ			・調査報告書 ・計画策定にあたっての課題と方向			・計画策定にあたっての課題と方向 （理念・視点）	・計画の体系的考え方（理念・視点）	・計画の体系的考え方（理念・視点） ・実施の体系／骨子 ・重点施策	・実施の体系／骨子 ・重点施策	・計画（素案） ・重点施策	・計画（素案） ・コメントについて					・パブリック・コメントの結果 ・計画書案		

〔福祉ニーズ調査作業〕

調査設計	■																							
調査準備					■																			
アンケート調査実施								■																
グループディスカッション実施								①10/26	②11/1															
入力・集計								■																
分析・とりまとめ／ 報告書作成											■													
											速報作成	報告書作成	報告書完成											

〔計画作業〕

国、都、他自治体等の 動向整理	■																									
既存資料、関連データの 分析	■																									
現状と課題の整理					■																					
計画の検討、調整								■																		
											骨子案			計画素案					計画案							
パブリックコメント （11月想定）																					■					
計画書の作成、印刷																					■					